## 上峰町下水道新規加入について

担当課:上峰町役場 建設課 管理係

◆上峰町下水道の新規加入については、下記のとおり条例で定められています。

「上峰町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例」

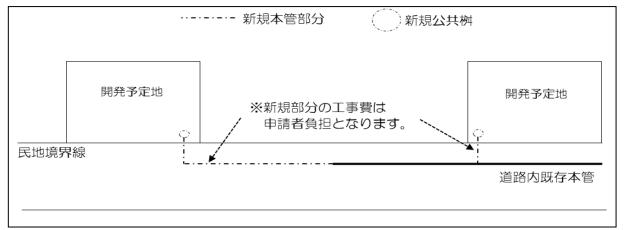
第17条 町長は、供用開始後施設の処理能力の範囲内において、新規加入を認めることができる。

第18条 新規加入金の額は別表第4に定めるところによる。

別表第4 (第18条関係)

|   | 一般住宅     | 200, 000円                     |  |
|---|----------|-------------------------------|--|
| I | 借家、集合住宅等 | 部屋数、階数等により異なりますので、町に確認してください。 |  |

- ◆加入申込については、下記の事項を承諾の上、申請してください。
  - ① 既存本管から新規公共桝までの接続工事については、新規加入申請者が工事業者と直接契約して 施工させ、費用については新規加入申請者が負担すること。



- ② 工事業者の指定は無いが、新規加入申請時に工事業者責任者の下水道排水設備工事責任技術者試験合格証等の写し等を添付すること。
- ③ 公共桝の設置工事については、新規加入金を完納した後、工事を行うこと。
- ④ 接続後は公共桝から本管までの維持管理は町が行うが、公共桝に接続している宅内側の汚水配管については、受益者(申請者)が維持管理を行うこと。
- ④ 宅内汚水配管の施工については、別途施工前に宅内配管工事開始届により申請すること。
- ⑤ 下水道使用開始後は、条例で定める使用料を納入すること。
- ⑥ 量水器設置の要否を事前に確認すること。

| ◆新規加入金納入場所 | 上峰町役場  | 出納室 |
|------------|--------|-----|
|            | 佐賀県農協  | 各支所 |
|            | 佐賀銀行   | 各支店 |
|            | 佐賀共栄銀行 | 各支店 |

